



国保加入者のみなさんへお知らせ

令和6年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。

国民健康保険税は納期限内に納めましょう！

世帯員が国保に加入している場合世帯主が納付義務者となり、世帯主あてに納税通知書が送られます。

納付期限を過ぎてしまうと、督促料や延滞料がつくほか、納付書が使えなくなり役場窓口での納付書再発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。

納め忘れのない
口座振替も
おすすめです。



*令和6年度(令和5年收入分)の申告はお済みでしょうか？

国保税では、申告等に基づき所得の判定を行っています。申告がまだお済でない方はお早めに村民生活課にて所得の申告をお願いします。

(国保税の軽減や入院費・高額療養費の限度額算定などで不利益になる場合があります。)

※年金特別徴収の方は年金受給日に天引きされます。
※口座振替の方は、指定金融機関から毎月20日に振替します。20日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日に口座振替となります。

《令和6年度 国民健康保険税の納付期限》

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/31	1/31	2/28

納付相談はお早めに！

- ① 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
 - ② 事業主都合による失業等により生活が困難になったとき
 - ③ 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
 - ④ 災害(火災・風水害)により住宅等に損害を受けたとき
- 納付が困難な時は、滞納のままにせずお早めにご相談下さい。**

今年度の被保険者証の色は、“**そら色**”です。

国民健康保険税の限度額が変わります

令和6年度国民健康保険税の賦課限度額が変わります。

後期高齢者支援金賦課限度額
「22万円」→「24万円」



特定健診受診券になっています。